



第5期津島市障がい者計画

1 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり

I 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

- 障がいがあることを理由に差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあるかについて、“ある”が4割を超えており、“ない”が4割半ばとなっています。特に、知的障がい、精神障がいなどで差別を受けたり、いやな思いをしたりする人が多くみられます。
- どのような場所で差別を受けたり、いやな思いをしたりしたかについて、「学校・教育機関で」が29.1%と最も高く、次いで「スーパー・コンビニ・店で」が17.7%、「職場で」が17.3%となっています。
- 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策について、「障がいのある人への差別解消を促進する」が35.4%となっており、特に知的障がいでの割合が高くなっています。
- シンボルマーク等の普及において、広報やホームページで情報提供していますが、十分ではなく、他のイベントなどでも周知を図っていくことが必要です。
- 小中学校における福祉実践教室において、盲導犬について知りたい、学びたいというニーズは多いが機関が少ないため対応できていない状況です。
- 障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。
- 差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが必要です。
- 幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

【事業推進の考え方】

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、地域や職場などでの障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発・交流を行っていきます。

また、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がい者の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ります。

(1) 啓発・広報活動の充実

主な取組や事業	内容
① 広報等を活用した啓発活動の充実	広報紙やホームページ、社会福祉協議会の「ふくしだより」、西尾張 CATV の番組の活用及び、国や県が作成するパンフレットや、障がい者団体が発行する機関誌等を窓口などに設置し、障がいや障がいのある人に関する理解と関心を高めるための幅広い啓発活動を進めます。パンフレット等の配布物についてはより多くの施設に設置するよう努めます。
② 障がい者週間の周知	広報紙 12 月号に障がい者週間（12 月 3 日～12 月 9 日）についての記事を掲載します。記事の内容を工夫し、障がいのある人とない人の相互理解推進に努めます。
③ シンボルマーク等の普及	国際シンボルマーク、聴覚障がい者シンボルマーク、身体障害者補助犬法等について、広報紙やホームページへの掲載を通じて周知を図るとともに、イベント等の機会に広く情報提供を行うことも検討します。

主なシンボルマーク

障害者のための国際シンボルマーク 	身体障害者標識 	盲人のための国際シンボルマーク 
筆談マーク 	耳マーク 	聴覚障害者標識 
オストメイト*マーク 	ヘルプマーク 	ほじょ犬マーク 

(2) 福祉教育の推進

主な取組や事業	内容
① 学校等での交流や体験学習の推進	障がいについて理解し、共に生きる意識や接し方を身につけることができるよう、保育所（園）・幼稚園・小中学校等での体験学習等を推進します。特別支援学級と連携し、交流や体験を生かした学習などを推進します。また、障がいのある子どもの受け入れがしやすいように、適切な人員配置に努めます。
② 小中学校における福祉実践教室の充実	小中学校において、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、福祉実践教室の開催を推進します。開催にあたっては、障がい当事者を講師に迎える等の工夫を行い、当事者の声を通じて、より効果のある福祉教育に努めます
③ 地域での福祉教育や交流・体験学習等の推進	福祉施設の活動や行事に住民が参加し、障がいのある人とのふれあいや、施設の専門性を生かした講座の実施など、地域の福祉施設における様々な交流・体験学習の充実を図ります。これらの取組を、障がいのある人の参加や関係機関・団体、地域等の協力を得ながら推進します。 生涯学習において、障がいに関する理解を深めるための講座や学習会を開催し、幅広い年代の市民に向けた福祉教育の推進を図ります。

II 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

- 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策について、「障がいのある人の生活を支えるヘルパーや職員、ボランティアを育てる」が24.0%となっており、特に知的障がいでの割合が高くなっています。
- ネットワークづくりの推進において、連携することができる団体が限られていることや地域によって活動内容に差があります。
- 地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のあるかたには、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みづくりが必要です。
- ボランティア活動を通じ相互の交流を深めていくために、地域で福祉活動に参加できる人材を支援していくことが必要であり、ボランティアのための人材の確保を図ることが求められています。

【事業推進の考え方】

市民活動やボランティア活動を推進し、障がいのある人との交流を通じて市民の障がいへの理解を促進し、地域での協力体制を構築します。

また、福祉ボランティアの養成と確保を行うために養成講座の開催を支援します。

(1) 人材育成の仕組みづくり

主な取組や事業	内容
① 各種講座の開催	障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、ボランティア活動者の拡大を図るため、各種講座を開催します。開催にあたっては、周知を徹底し、参加しやすいよう時間、曜日、場所に配慮します。
② ボランティアに関する情報提供の充実	障がいのある人もない人も、気軽にボランティア活動に参加することができるよう、活動に関する相談の充実を図るとともに、土曜日・日曜日・夜間にボランティア活動ができる場所の確保について支援します。また、企業等による社会貢献活動において、障がいのある人にかかわる取組を一層促すために、企業ボランティア活動の基盤整備に努めます。

(2) 地域の助け合い活動の推進と協働

主な取組や事業	内容
① 障がい者団体への支援の充実	障がいのある人の生活の質(QOL)の向上につながるサービスの担い手となる活動に対して、サービス内容の向上や安定したサービス供給のために、必要な支援に努めます。
② ネットワークづくりの推進	障がいの有無に関わらず、地域住民やコミュニティ活動*団体、民生委員・児童委員*等が相互に協力・連携し、支え合う地域づくりを推進します。
③ NPO・ボランティアとの協働	NPO*やボランティアが提供する障がいのある人のニーズに対応したインフォーマルサービス*について情報を共有し、障がいのある人の支援に努めます。

(3) 意思決定支援の推進

主な取組や事業	内容
コミュニケーション等サービスの充実	障がいのある方のコミュニケーション支援のニーズに応えるために、視覚・聴覚障がいを含む多様な特性や状況に合わせたコミュニケーション手段を提供するとともに、手話通訳者・要約筆記者*の確保や情報通信機器を有効活用した支援を拡充します。

(4) ボランティア活動の促進

主な取組や事業	内容
ボランティア活動の周知・啓発	団体、当事者のサークル団体などが開催するイベントなどの情報を広報紙や市ホームページに掲載するなど、活動内容の周知に積極的に協力していきます。

2 自立生活を支える基盤づくり

I 相談体制・情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

- 当事者調査によると、普段、悩みや困ったことを誰に相談するかについて、「家族や親せき」が76.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が23.3%、「かかりつけの医師や看護師」が22.2%となっています。
- 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手手段について、「家族や親せき、友人・知人」「インターネット」「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」などの意見が上位に挙がっています。
- 成年後見制度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が34.1%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」が27.4%、「名前も内容を知っている」が24.3%となっています。
- 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策について、「年金・手当などの経済的な支援を充実する」が49.4%と最も高くなっています。
- 団体調査によると、障がいのある人が相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要かについて、「身近な場所で相談できる窓口がある」、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」が6件、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」、「信頼できる相談者がいる」が5件となっています。
- 個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。
- それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。
- 成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

○障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

【事業推進の考え方】

各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した重層的な相談支援体制を推進します。また、障がいのある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談機関の活用を図ります。

様々なサービスを一人ひとりの状況に応じて適正に選択できるよう、ライフステージに応じた情報提供を行います。

障がいのある人の権利擁護のため、関係機関と協力し、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業*」を活用して財産管理の支援を行うとともに、虐待防止のために保健・医療・福祉関係者が連携して意識醸成と早期発見を推進します。

(1) 情報アクセシビリティの向上

(情報アクセシビリティ施策推進法を踏まえた施策の推進)

主な取組や事業	内容
① 情報提供機会の拡充	障がいのある人が必要とする情報を得ることができるように、広報紙やホームページ、「ふくしだより」のほか、関係機関の窓口で、各種サービスや制度等の情報を紹介したパンフレット等の設置や、特に情報を漏れなく周知することが必要なものについては、必要に応じてコミュニティ紙・障がい者団体等が定期的に発行している機関誌等への掲載を依頼し、活用を図ります。
② 情報収集機会の拡充	市役所を訪れることが困難な障がいのある人について、個々の実情にあった情報提供ができるよう、訪問相談を実施します。また、障がいのある人の生活全般にわたる各種サービス情報をできるだけわかりやすく提供するため、団体等の要請に基づき地域に出向いて行う出前講座の活用を促進します。
③ コミュニケーション支援体制の充実	視覚障がいのある人の重要な情報収集手段である点字と音声による広報活動や、点字図書の整備等、側面的な支援を図ります。また、聴覚障がいのある人の重要なコミュニケーション手段である手話通訳者の養成に協力するため、手話奉仕員養成講座において、聴覚障がいのある人に対する理解とコミュニケーション手段の紹介など、ボランティア活動としての基礎知識を習得できる場の提供に努めます。
④ 情報提供・意思疎通の支援（情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実）	すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するに当たり、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、情報アクセシビリティの向上や意思疎通の支援を充実します。 また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、市民や企業等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。

(2) 相談体制の充実

主な取組や事業	内容
① 総合的な相談支援と相談窓口の連携	障がいのある人が、保健福祉等のサービスを的確に得られるよう、専門相談窓口との連携を図るとともに、障がいのある人の個々の状況に応じた的確な支援や、困難ケースに対する保健・医療・福祉等、各種サービスの包括的、一体的な提供を行うため、支援が必要な事例の発生にあわせて、関係者が協議や評価を行うケアマネジメント*を推進します。
② 相談窓口における合理的配慮の徹底	市役所を含めた公的機関の職員に対し、相談窓口等における障がいのある人が必要とする配慮の徹底を図ります。また、相談窓口に寄せられた偏見・差別の事案について集約し、関係機関と協議の上、速やかに対応するなど、障がいを理由とする偏見・差別の解消に取り組みます。
③ 民生委員・児童委員等の活動の充実	民生委員・児童委員等が、障がいのある人が抱える悩みや必要としているサービス等の相談に応じることができるように、養成・研修の充実に努めます。
④ ピアカウンセリング*の推進	障がい者団体等と協力して講座などの学習機会や相談の場づくりなどを推進し、自己の経験に基づいて同じ悩みを持つ人に対して助言などを行い、問題の解決を図るピアカウンセリングを充実するとともに、ピアカウンセラーの育成を支援します。

(3) 権利擁護(成年後見制度等)の推進

主な取組や事業	内容
① 権利擁護(成年後見制度等)に関する相談支援体制の整備	権利擁護が必要な人が適切に制度を利用できるように、成年後見センターを設置し、地域連携ネットワークの構築を進めます。保健・医療・福祉の連携だけでなく、弁護士等司法関係者を含めた連携の仕組みを整備します。
② 成年後見制度の周知・活用	成年後見制度の周知を図り、制度を活用した権利擁護支援を進めるため、情報提供や相談支援を充実します。
③ 日常生活自立支援事業の周知・活用	判断能力に不安がある人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業の利用促進を、各相談支援機関等と協力して図るとともに、個々のニーズに応じた専門員の配置や生活支援員の養成を進めていきます。
④ 虐待の早期発見と支援体制の整備	平成23年6月に制定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者(雇用主)などによる障がいのある人への虐待を予防するための支援体制を障がい者虐待防止センターを中心に整備します。併せて、発見者の通報を受け、適切な対応につなげる仕組みを構築します。

(4) 経済的な自立に向けた支援

主な取組や事業	内容
① 年金、手当等の支援	経済的に自立した生活を送るために、年金・手当の充実に向けて、国や県に要望していきます。また、年金・手当等の支給に関する情報提供や支援を行います。
② 医療等の利用負担軽減のための制度の充実	福祉医療制度について、経済的に自立した生活を送るために、対象となる方が必要な医療助成が受けられるよう、情報提供や支援を行います。また、社会参加を促進するために、施設利用等に関する料金の減免措置等を充実していくよう、各方面に働きかけます。
③ 金銭管理に関する支援の推進	判断能力に不安がある人の日常の金銭管理や、消費者被害等の防止などを支援し、経済的な自立を進めていくよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

(5) 虐待の防止

主な取組や事業	内容
虐待防止に関する啓発活動	市民や障がい福祉サービス事業所、企業等に対して、虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、虐待発見時の通報義務について周知を行います。また、障がい者虐待の通報に対しては、関係機関と連携し、事実確認、関係法令による権限の行使といった適切な対応、支援を行っていきます。

Ⅱ 保健・医療の充実

【現状と課題】

- 当事者調査によると、発達障がい、高次脳機能障がい、難病と診断されている割合は、それぞれ25.6%、3.4%、10.3%となっています。
- 現在、医療的ケアを「受けている」が4割半ば、「受けていない」が5割近くとなっています。また、受けている医療的ケアについて、「服薬管理」が47.8%と最も高く、次いで「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が21.7%、「透せき」が13.0%となっています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がいのある人の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。
- 障がいや、発達がゆるやかな子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。また、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

【事業推進の考え方】

健康診査などの実施により、障がいの原因となる疾病を早期発見・予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。

また、乳幼児期においては、発達障がいを早期に発見し適切な支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

(1) 健康づくりの推進

主な取組や事業	内容
① 主体的な健康づくりの推進	「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康管理や健康づくりに主体的に取り組んでいくよう、地域に出向く機会を増やし、健康管理、健康づくりに関する学習機会の提供を充実していきます。
② 保健サービスの充実	健康の維持・増進を図るとともに、二次障がいを予防していくために、広報紙、チラシ、ホームページ等により、健康診査、健康相談、健康教育についての情報提供を行います。個別ケースについては随時、関係機関と協力し、保健サービスに関する情報提供を行います。
③ こころの健康づくりへの支援	障がいのある人のこころの健康づくりのために、各種相談支援の充実を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

主な取組や事業	内容
① 医療相談窓口の充実	障がいや医療サービス等について、気軽に相談できるよう、医療相談員*による相談体制の充実を図ります。
② 訪問サービスの利用促進	在宅で生活する障がいのある人が、医師の指示のもとに必要な看護を行う看護師等を派遣する訪問看護サービスの利用促進を図ります。
③ 医療給付の活用推進	障がい者医療・自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)について、広報紙等を通して制度の活用を促進します。

(3) 発達支援の推進

主な取組や事業	内容
① 障がい児の早期発見・早期療育の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児健診の確実な受診を勧奨し、何らかの障がいのある、またはあると思われる乳幼児をできるだけ早い段階で適切な療育につなげます。障がいや発達に不安がある子どもの保護者等が、障がいや発達についての理解を深め、ともに取り組んでいけるよう啓発に努めます。
② 発達障がい児等に対する支援	地域療育支援事業として青い鳥医療療育センターを中心に、身近な地域で発達についての相談や、障がいについての相談療育指導が受けられるような体制づくりに努めます。

(4) 乳幼児健診の受診促進

主な取組や事業	内容
乳幼児健診の受診率向上	乳幼児健診の受診率向上に向け、関係機関と連携し、受診勧奨に努めます。

Ⅲ 福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 当事者調査によると、障がい福祉サービスの利用率について、訪問系サービスでは「居宅介護（ホームヘルプ）」が4.9%、日中活動系サービスでは「生活介護」が5.4%、その他の福祉サービスでは「短期入所（ショートステイ）」が3.9%と、他と比べ利用率が高くなっています。
- 現在の障がい福祉サービスを利用したときに支払うお金について、「わからない」が44.4%と最も高く、次いで「ちょうど良い」が16.8%、「高い」が12.4%となっています。
- 事業所調査によると、今後、新たに実施を検討しているサービスについて、「実施を検討しているサービスはない」が31.6%と最も高く、次いで「共同生活援助」が10.5%となっています。
- 福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、サービスの提供体制を整備していく必要があります。
- 障がいのある人が高齢になり介護保険サービスを利用する場合、障がい福祉制度と介護保険制度の利用負担上限が異なるために新たな利用者負担が生じることや、これまで利用してきた障がい福祉サービス事業所とは別の介護保険サービス事業所を利用する場合がある等の課題があります。障がいのある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、支援のあり方を検討し充実させる必要があります。

【事業推進の考え方】

地域において、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズに合ったきめ細かい支援とライフステージに応じて切れ目のない支援を提供します。

また、障がいのある女性や子ども、高齢者などの複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に配慮したきめ細かい配慮に努めていきます。

(1) 障がい福祉サービスの充実

主な取組や事業	内容
① 生活支援サービスの充実	障がいのある人の自立した生活を支援するための障がい福祉サービスの提供及び確保方策については「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の中で計画的に事業展開をします。65歳以上の障がいのある人への訪問系サービス等の提供に関しては、原則「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中で計画的に事業展開をします。サービス内容や機能から、介護保険サービスに相当するものがなく、障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障がい福祉サービスに係る介護給付費等を支給します。
② 短期レスパイトサービス*体制の連携	緊急時に施設に短期間入所できる短期入所（ショートステイ）の充実を図り、介護している家族等を支援します。また、障がいのある人の在宅生活を促進するレスパイトサービス体制の充実に向け、各関係機関との連携を図ります。
③ 補装具の利用促進	介護負担の軽減や自立した地域生活を送るため、義肢・装具・補聴器等、補装具費支給事業の利用促進を図ります。

(2) 地域生活支援事業の充実

主な取組や事業	内容
地域生活支援事業の充実	障がいのある人が地域で自立した生活を支援するための地域生活支援事業を、広く理解してもらうため、制度の周知を図ります。また、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、意思疎通支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター*などサービスの充実を図ります。

(3) 在宅サービスの充実

主な取組や事業	内容
① 在宅サービスの充実	障がいのある人が主体的に自立生活を送ることができるよう、居宅介護サービスや日中活動サービス、地域生活支援事業など、サービスの供給体制の整備、充実を図ります。
② サービス調整機能の充実	障がいのある人が安心してサービスを利用できるよう、関係機関の連携によるサービス調整機能の充実を図ります。
③ サービスに関する情報提供の充実	障がいのある人が自発的に情報収集できるよう、各公共施設や市ホームページ等において障がい福祉サービスに関する情報を発信します。
④ サービスの質の向上	事業所に対して、サービス従事者へ技術向上の勉強会や、障がいに対する理解に関する講習会を実施するよう働きかけ、支援します。

(4) ヤングケアラー含む家族支援

主な取組や事業	内容
ヤングケアラー*を含む家族支援、サービス提供体制の確保	関係機関と連携を図り、障がいのある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知啓発など支援の充実の実現に努めます。 家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）についても正確に把握し、適切な支援を行います。

3 社会参加の仕組みづくり

I 保育・教育の充実

【現状と課題】

- 障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るために、どのようなことが必要かについて、「教員など専門職の障がいへの理解の促進」が49.4%と最も高く、次いで「就学前の子どもに対する日常生活訓練や集団への適応訓練の充実」が46.5%、「学校卒業後の進路に関する指導の充実」が43.4%となっています。
- 障がい児通所支援等について、放課後等デイサービスを利用している人が16.5%と、他と比べ高くなっています。
- 今後、入所（園）の希望があるかについて、「認定こども園」が26.3%と最も高く、次いで「保育所」、「幼稚園」が10.5%となっています。
- 今後、放課後の居場所として、放課後児童健全育成事業（通称：児童クラブ）を希望するかについて、「希望する」が約3割、「希望しない」が4割半ばとなっています。
- 特別支援教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。
- 障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

【事業推進の考え方】

就学前の乳児・幼児の発達支援において、保護者とともに個別対応の支援を提供します。特別支援教育において、関係機関と連携し、障がいのある児童生徒の自立を支援します。

また、乳幼児期から学齢期、就職まで一貫した適切な支援ができるように、相談支援体制を構築します。

(1) ライフステージに沿った障がい児保育の充実

主な取組や事業	内容
① 統合保育の推進	障がいのある子どもがいる保護者のうち、希望する人に対し身近な地域における入所園の促進と、障がいのない子どもとの統合保育の推進に努めます。
② 交流保育の充実	療育施設等を利用している子どもと保育所等の園児との交流を促進し、障がいのある子どもの成長発達の促進と、障がいのない子どもに福祉の心の醸成を図り、幼児期の交流保育の充実に努めます。
③ 保育所職員等の障がい児保育に関する研修等の充実	障がい児保育に関する研修や経験等を充実させ、保育士等の資質の向上を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

主な取組や事業	内容
① 就学支援の充実	障がいのある児童一人ひとりの状況を把握するとともに、本人及び保護者の意向をふまえた適切な就学支援体制の充実を図ります。
② 地域の学校での特別支援教育の充実	一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を、各校のコーディネーターが中心となって、個別的教育支援計画に基づき推進します。そのために、教職員の専門性を高めていくための研修を充実していくとともに、必要に応じて支援員の配置等に努めます。
③ 特別支援学校や専門機関等との連携強化	学校での特別支援教育を専門的な見地から支援していくよう、特別支援学校との連携を強化します。また、学齢期の児童・生徒のニーズに応じた発達相談等を行うため、医療機関や専門機関との連携を図ります。
④ 放課後や長期休業中の活動の場の確保	障がいのある子どもの放課後や長期休業中の活動の場として、子どもたちが障がいの有無にかかわらず、一緒に遊んだり、気軽に活動できるよう、放課後等デイサービスや日中一時支援事業等の充実に努めます。

(3) インクルーシブ教育の推進

主な取組や事業	内容
インクルーシブ教育*の推進	障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるよう教育環境の整備を行うとともに、個々の児童の教育的ニーズに応じた教育を提供します。

(4) 関係機関連携で切れ目のない支援

主な取組や事業	内容
切れ目のない一貫した支援	早期から適切な療育を行うため、行政関係機関が連携を密にして、ライフステージに合わせた、切れ目のない一貫した療育支援をする体制整備に努めます。 インクルーシブ教育や特別支援教育等により、障がいの有無に関わらず、共に理解し、学び合うきめ細やかな教育を推進します。

Ⅱ 雇用・就労の促進

【現状と課題】

- 平日の日中を主にどのように過ごしているかについて、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が18.9%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が9.6%となっています。特に、知的障がい、精神障がいで「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」の割合が高くなっています。
- どのような勤務形態で働いているかについて、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が47.9%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が27.4%、「自営業、農林水産業など」が15.1%となっています。
- 今後、収入を得る仕事をしたいかについて、「仕事をしたい」が45.8%と最も高く、次いで「仕事をするのができない」が39.8%となっています。
- 仕事をするには何が必要かについて、「職場の人たちが、障がいのことを理解すること」が58.7%と最も高く、次いで「就職した後も、困ったときは助けてもらえること」が43.9%、「障がい者の就労について、積極的に進める職場や地域がひろがること」が41.3%となっています。
- 障がいのある人が提供する製品やサービスの購入・利用促進・常設販売を確保できたが、テナント料などの課題がある。
- 障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。
- 一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。

【事業推進の考え方】

公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、障がい者雇用の周知と促進を図ります。

また、一般就労への訓練として、障がい福祉サービスの就労移行支援事業の利用促進を図ります。障がいのある人に福祉的就労を支援します。

また、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の場として、障がい福祉サービスの就労継続支援事業の利用促進を図ります。障がいのある人が就労移行支援などから一般就労に定着できるよう支援します。

(1) 一般就労の啓発

主な取組や事業	内容
① 障がい者雇用の啓発の促進	公共職業安定所（ハローワーク）や商工会議所との連携を進め、企業等へ障がいのある人の特性や可能性などについて情報提供を行うことで、企業等が持つ障がいのある人に対する先入観や障がい者雇用に伴う不安を解消し、障がい者雇用についての理解を促進します。
② 各種支援制度の周知	就労を希望する障がいのある人に対しては貸付及び支援制度について、また、企業等に対しては障がい者雇用に係る各種助成金制度について、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図り、周知に努めます。
③ 行政機関での障がい者雇用の推進	障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、障がいのある人をその能力と適性に応じ、市職員として雇用します。また、市の業務の一部について、障がい者団体等への委託を推進します。
④ 就労に向けた訓練・実習等の充実	企業等で就労するための意欲や、企業が求める知識・技能などを身につけるよう、自立訓練事業や就労移行支援事業を推進します。障がい者トライアル雇用制度*や職場適応訓練事業などの委託訓練事業等を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練や実習を、就労支援を行う機関等と連携して推進します。

(2) 福祉的就労の場の確保

主な取組や事業	内容
① 就労事業への支援	就労継続支援事業等での生産活動の充実と工賃の確保を図るために、企業等と連携して生産業務の拡大を推進します。就労した人が職場に定着できるよう、企業等と相談支援機関等が連携し、生活面のサポートも含めた継続的な支援を行います。
② 障がいのある人が提供する製品やサービスの購入・利用促進	障がいのある人が提供する製品やサービスについて、障害者優先調達推進法に基づき、受注を推進します。また、イベントへの出店や常設販売店の開拓などを通して、より多くの人や企業等への周知及び購入・利用促進についても、積極的に支援します。
③ 障がい者福祉施設利用者の工賃向上の支援	障がい者福祉施設利用者の工賃向上のため、福祉施設で製作された製品の展示・販売コーナーを、公共施設等に設置するなど、販路拡大を支援します。
④ 就労継続できる環境整備	県と連携し、障がい者がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む事業所を周知することで、市内に取り組みが広がるようにしていきます。

(3) 農業分野での就労支援（農福連携）

主な取組や事業	内容
農福連携の推進	関係部局及び関係機関・事業所と情報を共有しつつ、研修等に参加し情報収集に努めます。 また、農福連携事業に参加の希望がある事業所には、適切な情報提供を行い、関係機関等へ繋げます。

Ⅲ 社会参加活動の促進

【現状と課題】

- 平日の日中を主にどのように過ごしているかについて、「自宅で過ごしている」が23.3%と最も高くなっています。
- 今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策について、「文化活動などを通して、地域の人々との交流を活発にする」が8.3%となっています。特に、知的障がい、難病で15.0%と高くなっています。
- 生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。また、今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

【事業推進の考え方】

身近な地域で積極的に参加できるよう、環境を整備するとともに、障がいのある人自身の活動や、それをサポートするNPO・ボランティア団体などの活動を支援することにより社会参加を促進します。また、障がいのある人の社会参加に関する市民意識の向上、理解の促進を図るため、効果的な啓発を行うことと併せて、継続的な情報発信を充実します。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

主な取組や事業	内容
① スポーツ・レクリエーション事業の推進	障がいのある人が、愛知県障害者スポーツ大会や市が実施するスポーツ・レクリエーション事業に参加しやすいよう事業の推進を図ります。
② 交流・学習の場の充実	障がいのある人が社会参加活動に主体的に参加する意欲を高めるために、障がいのある人同士が交流や学習を行う機会を充実していくよう、障がい者団体等と協力して推進します。また、イベント等を企画開催する中で、手話通訳者や要約筆者などによる情報保障*を行うことで、コミュニケーションの充実を図ります。さらに、事業所や福祉関係団体と、障がいのある人との交流機会を充実するとともに、社会参加や障がい者雇用に結びつくよう支援します。
③ 人材育成の充実	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、スポーツ推進委員をはじめ、ボランティア等の人材育成に努めます。

(2) 文化活動の機会の充実

主な取組や事業	内容
① 生涯学習の推進	障がいのある人の学習ニーズに応え、市が実施する各種講座や講演会に参加しやすいように配慮し、生涯学習の推進を図ります。
② 人材育成の充実	障がいのある人の文化活動を促進するため、幅広い視野を持った指導者や活動を支えるボランティア等の人材育成に努めます。

(3) 関係団体、地域組織等との連携

主な取組や事業	内容
① 地域への協力要請	障がいのある人も地域住民の一人として、地域行事へ積極的に参加していけるよう、民生委員等に対して協力を要請していきます。
② 情報の提供	関係団体、地域組織等と連携し、障がい者を対象とした文化活動やスポーツについての情報を提供し、活動への参加を支援します。

4 安心して安全に暮らせるまちづくり

I 生活環境の整備

【現状と課題】

- 今後3年以内にどのような暮らしをしたいかについて、「家族と一緒に生活したい」が68.0%と最も高くなっています。
- 主な介助者に介護、援助してもらえなくなった場合について、「家族、親族に頼む」が44.4%と最も高く、次いで「入所施設を利用する」が20.2%、「グループホームを利用する」が10.1%となっています。
- 外出する上で、困ることについて、「介助者などがいないと一人では外出が困難」が25.5%、「外出するのにお金がかかる」が14.5%、「歩道が狭く、車の通行に危険を感じる」が13.3%となっています。
- 日中サービス支援型グループホーム以外のグループホームについても、質の向上を図る仕組みが必要です。
- 障がいのある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備や、移動する上で、道路等の交通環境の整備が必要です。
- 公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

【事業推進の考え方】

障がいのある人や高齢者を含め、すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、障がいのある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るため、生活の拠点となる住宅の環境整備及び移動支援を充実します。

(1) 住まいの確保

主な取組や事業	内容
① 居住系サービスの充実	地域で自立した生活を送っていくための拠点として、共同生活援助(グループホーム)などの施設や人材の確保を、福祉サービス事業者等と連携して推進します。
② 地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	地域で自立した生活を送ることができるよう住宅を確保していくために、不動産事業者や地域住民等の理解を得る啓発などを行うとともに、公営住宅・民間賃貸住宅等の利用を推進していきます。

(2) 施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

主な取組や事業	内容
① 道路の整備	目的としている施設、建築物に安全にアクセスできる道路を整備するため、歩車道の分離など安心して歩ける歩行空間を形成し、道路改修を順次進めます。
② 公共施設等の整備	公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進します。
③ 公園の整備	障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすいように、多目的トイレ、スロープや障がい者用駐車場などのユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

(3) 移動に関する支援の充実

主な取組や事業	内容
① 持続可能な交通体系の構築	社会活動支援及び公共施設利用の利便性の向上を図るため、巡回バスの運行を行います。
② 福祉有償運送*の充実	地域の交通手段として、福祉有償運送車両等による生活交通の充実を図ります。
③ 各種助成制度の周知	自動車を運転する身体障がいのある人を対象として行っている自動車改造費や自動車運転免許取得費の助成の周知を図ります。また、障がいのある人にタクシー料金助成制度等の周知を図ります。

Ⅱ 防犯・防災・交通安全対策の充実

【現状と課題】

- 近年は自然災害が頻発化・激甚化しており、毎年日本各地で地震や台風、洪水などにより多大な被害が発生しています。また、過去の災害における被害者の大半が障がい者や高齢者などの避難行動要支援者であり、その被害を少しでも軽減させることが喫緊の課題となっているため、現在、避難行動要支援者支援制度の推進及び福祉避難所の確保に努めています。
- しかし、支援をする側として期待している町内会長等が頻繁に代わることから、知識や支援体制が思うように引継がれないという課題が発生しています。また、一般の避難所での生活が困難である高齢者や障がい者などの要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の確保を推進していますが、市内における施設数に限りがあるため、毎年の定量拡充は見込めない状況です。
- 地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実などが必要であり、障がいのある人や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

【事業推進の考え方】

災害時に被害を最小限に抑え、障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練等を通じて防災知識の普及、啓発を行い、地域防災力が向上するよう努めます。

避難行動要支援者制度の実用性を高めるため、日頃から避難支援等関係者との連携や調整を図ります。

防犯活動に自主的に取り組む団体などを支援し、地域のなかで障がいのある人を見守る体制づくりを進めていきます。

また、障がい特性などに配慮した交通安全対策を推進します。

(1) 防犯・防災・交通安全対策の整備

主な取組や事業	内容
① 地域防犯・防災体制の整備	地域における住民と警察署による防犯ネットワーク体制の確立に努め、関係機関との連携体制の一層の充実を図ります。
② 防災訓練の充実	地域や障がい者施設等において、防災訓練を通じた防災知識の普及、啓発を行い、地域防災力の向上を目指します。
③ 避難行動要支援者支援制度の充実	地域住民の自助・共助力が向上するよう、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画*の作成を積極的に行います。また、避難支援等関係者及び関係機関、担当部局と連携し、災害時における避難行動要支援者支援が充実するよう努めます。
④ 福祉避難所の整備	大規模災害時における福祉施設の受け入れ体制の整備を進めます。

(2) 地域見守り活動の推進

主な取組や事業	内容
① 交通安全教室・啓発活動の充実	障がいのある人の交通事故を防止するため、交通安全に対する意識向上と交通安全指導の充実を図ります。障がいのある人の家族や介助者に対して交通安全運動の趣旨や、障がいのある人が関係する交通事故の実態を説明するなど交通安全に関する啓発活動を推進します。
② 地域の見守り活動の構築・推進	聴覚・言語障がい、知的障がい、精神障がい等、コミュニケーション障がいのある人が、犯罪や事故の被害にあった時、警察への通報や相談などに困難を伴うことから、その解消を図るため、日頃から隣近所での声掛けや見守りを行い、地域の連携による防犯活動を推進します。